

こんな時には届出を！ 国民年金加入と喪失手続きをお忘れなく！



20歳以上60歳未満で厚生年金等に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。加入の手続きを忘れて未加入の状態が続きますと、将来年金がもらえなくなる可能性があります。加入の手続きを忘れないようにしてください。

◆加入の場合

こんな時	必要なもの	届出場所
20歳になったとき ※厚生年金等に加入している方は除きます	・国民年金被保険者資格取得届書 ※20歳の誕生日前月に年金機構から郵送されます ・印鑑	・町民生活課 ・米子年金事務所
会社などを退職したとき (厚生年金等の加入者でなくなった60歳未満の方)	・年金手帳 ・退職日のわかるもの (退職証明書や離職票など) ・印鑑	・町民生活課 ・米子年金事務所
厚生年金等に加入している、または加入していた配偶者の扶養でなくなったとき (60歳未満の方)	・年金手帳 ・扶養喪失日のわかるもの (扶養喪失証明など) ・印鑑	・町民生活課 ・米子年金事務所

◆喪失の場合

こんな時	必要なもの	届出場所
会社に就職して厚生年金等に加入了とき	勤務先にお問い合わせください	原則、勤務先から年金事務所に届出されます
厚生年金等に加入している配偶者の扶養になったとき	勤務先にお問い合わせください	勤務先から年金事務所に届出されます

【問い合わせ先】米子年金事務所 ☎34-6111 町民生活課（天萬庁舎内）☎64-3781

西部消防局からの
お知らせ

枯草火災・林野火災を防止しましょう！

今の時季は空気が乾燥し、火災の起こりやすい気候となっております。

枯草火災・林野火災を防ぐために次のことに注意しましょう！



●風の強い日や乾燥している日はたき火をしない。

●枯草等燃えやすい物のそばでたき火をしない。

●たき火をする時はそばを離れない。離れる時は

●たばこの投げ捨ては絶対にしない。

完全に消火する。

とっとり県民カレッジ「未来をひらく鳥取学」受講生募集

ふるさと鳥取県を再発見したり、地域社会が直面する現代的課題を学んだりする県民のための生涯学習講座です。

■日程／5月～9月 計10回開催

※その他の講座の日時・会場など、詳しくはお問い合わせください。

■会場／東・中・西部会場 各3回 全県合同1回

【申込み・問い合わせ先】

全県合同〈公開講座〉

とっとり県民カレッジ本部(県教育委員会家庭・地域教育課内)

■8月17日(土) 13:30～15:15 【米子市文化ホール】

☎ (0857) 26-7944 Fax (0857) 26-8175

「日本人の品格～今、伝えたい大切なものの～」

E-mail : kenmincollege@pref.tottori.jp

講師：坂東真理子氏 (昭和女子大学学長)